

会 則

施 行 平成21年12月16日

改 正 平成25年 6月24日

改 正 平成29年 7月 7日

海洋資源・産業ラウンドテーブル

「海洋資源・産業ラウンドテーブル」

会 則

(名称)

第1条 本会は、海洋資源・産業ラウンドテーブル（英文名：Ocean Mining Industry Promotion Roundtable）と称する。

(目的)

第2条 本会は、我が国の排他的経済水域（EEZ）及びその周辺海域に賦存するメタンハイドレート、熱水鉱床、コバルトリッチクラストなどの海洋資源の探査・採鉱・揚鉱・輸送・製錬等に携わる産業と、環境対策・資源経済・関連法制・国際動向など幅広い分野と視点による知見を一つのテーブルに結集し、包括的な情報及び意見の交換と連携を図り、その開発活動の円滑な促進と関連海洋産業の振興に向けて、必要な活動を展開することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために以下の各号の事業を行う。

- 一 海洋資源開発の推進に関する情報収集、調査研究
- 二 海洋資源開発の推進に関する意見交換
- 三 海洋資源開発の推進に関する情報発信、提言
- 四 その他会の目的を達成するために必要な諸活動

(会員)

第4条 本会は、会の趣旨に賛同する会員で構成する。

- 2 会員の種別は正会員、団体会員、独立行政法人会員、個人会員とする。
- 3 会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、総会で承認を受けるものとする。
- 4 正会員、団体会員、独立行政法人会員、個人会員は別に定める会費等を納入しなければならない。ただし、理事及び顧問はこの限りではない。
- 5 正会員は、原則として第9項に掲げる特典を享受できる。
- 6 団体会員は、会員代表者以外の担当者1名を届け出る。会員代表者及び当該担当者は第9項に掲げる特典を享受できる。
- 7 独立行政法人会員は、会員代表者以外の担当者1名を届け出る。会員代表者及び当該担当者ならびに常勤の研究員は第9項に掲げる特典を享受できる。
- 8 個人会員は、原則として第9項に掲げる特典を享受できる。ただし、理事を除き、総会での議決権を有しない。
- 9 会員は、次の各号に掲げる特典を享受することができる。
 - 一 本会が実施するラウンドテーブル等の各種会合への参加
 - 二 本会が実施する情報受発信事業等への参画と利用
 - 三 本会が実施するその他の事業への参加

- 10 会員は、次の各号の何れかの事由によってその資格を喪失する。
 - 一 退会
 - 二 解散
 - 三 除名
- 11 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を経て除名されることがある。
 - 一 会費を滞納したとき
 - 二 会の名譽を傷つけ、または会の目的に反する行為のあったとき

(役員)

第5条 本会の役員として、会長、副会長、理事及び監事を置く。

- 2 会長、副会長、理事は監事を兼任することができない。
- 3 役員の数員は次の通りとする。
 - 一 会長 1名
 - 二 副会長 若干名、うち1名を会長代行にすることができる。
 - 三 理事 15人以上、25名以内
 - 四 監事 2名
- 4 会長、副会長は、理事の互選により選任し、総会で承認を受ける。
- 5 理事は、会員の中から選出し、総会で承認を受ける。
- 6 監事は、会長が委嘱する。欠員が生じたときには、理事会が速やかに後任者を選出し、会長が委嘱する。
- 7 役員の数員は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 役員に欠員が生じた際の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、役員は辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行わなければならない。

(役員の数員)

第6条

- 一 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときには、会長代行もしくは副会長がその職務を代行する。
- 三 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 四 監事は、会の会計を監査し、総会に報告する。

(総会)

第7条 総会は、会の最高議決機関であり、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算、入会の承認など、会の重要事項を審議し、決定する。

- 2 総会は、正会員、団体会員、独立行政法人会員、個人会員理事の3分の2以上の出席で成立する。委任状は、これを出席とみなす。
- 3 総会の議長は、出席者のなかから選任する。
- 4 議決権は、正会員、団体会員、独立行政法人会員、個人会員理事が各1票を有するも

のとし、過半数で決する。賛否同数の場合は議長が裁定する。

5 団体会員担当者、独立行政法人会員担当者及び常勤の研究員、理事以外の個人会員は、傍聴することができる。

(理事会)

第8条 理事会は、会務の執行のため、総会に付議する議案を審議する。

2 理事会は、理事で構成し、3分の2以上の出席で成立する。委任状は、これを出席とみなす。

3 理事会の議長は、原則として会長が務める。ただし、会長に事故あるときは、会長代行または副会長もしくは出席者のなかから選出された者が務めることができる。

4 議決は、過半数で決し、賛否同数の場合は議長が裁定する。

5 必要に応じて幹事、顧問、会員等の出席を求めることができる。

(幹事会)

第9条 幹事は、会員のなかから会長が委嘱する。幹事会は、会の運営に関する実質的な討議機関として、理事会を補佐し、事務局と協力して、会の円滑な活動の実施に努める。

(ラウンドテーブル等)

第10条 第3条に定める会の事業を推進するために、ラウンドテーブル全体会合を適宜開催する。

2 ラウンドテーブル全体会合の他、必要に応じてテーマ別のサブテーブルを設置することができる。

3 サブテーブルの設置は、幹事会で協議、決定し、理事会及び総会の承認を受けるとともに、その活動状況を報告する。

4 サブテーブルには、必要に応じて委員長1名、副委員長若干名をおく。

(顧問)

第11条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会の運営に関して、役員及び幹事、事務局に必要な助言を与える。

3 顧問は、会長が委嘱する。

(運営)

第12条 次の事項は、事務局が幹事会と協議のうえ、理事会に提出し、その承認を受けたうえ、総会の議案として審議しなければならない。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 会員の異動
- 四 その他、理事会において必要と認めた事項

(事務局)

第13条 会の会務全般を処理し、事業の円滑な推進のため、事務局を置く。

- 2 事務局は、一般社団法人海洋産業研究会におく。
- 3 事務局は、事務局長及び事務局員で構成する。
- 4 事務局長は会長が委嘱する。事務局員は事務局長が指名する。

(会計)

第14条 本会の資産は、次の通りとする。

- 一 会費及び特別会費
 - 二 事業に伴う収入
 - 三 寄附金品
 - 四 その他の収入
- 2 本会の収支決算は、会長が次の各号の書類を作成し、監査を受けなければならない。
 - 一 事業報告書
 - 二 収支決算書
 - 3 監事は、前項の書類について監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
 - 4 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第15条 会則の改正は、理事会の提案または20名以上の会員の書面による請求によって提議され、理事会における3分の2以上及び総会における過半数の賛成をもって決する。

(解散)

- 第16条 会の解散は、理事会及び総会において各々4分の3以上の議決を得、かつ総数の過半数の投票による3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 2 会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において各々の3分の2以上の議決を得、その処分方法を決する。

附則

- 第1条 この会則は、設立総会の日より施行する。
- 第2条 本会設立当初の事業計画及び収支予算は、会則第14条第4項の規定にかかわらず、設立年度の残りの期間及びその翌年度の期間を対象とする。
- 第3条 この会則の改正は、平成29年7月7日より施行する。